

# 高知大学大学院総合人間自然科学研究科委員会規則

平成 20 年 3 月 26 日  
規則 第 77 号

最終改正 平成 28 年 5 月 30 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 51 条第 2 項の規定に基づき、高知大学大学院総合人間自然科学研究科委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、高知大学教授会規則第 5 条第 1 項第 2 号に規定するもののほか次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の退学、転学、留学、休学、復学及び再入学並びにその他学生の身分に関する事項
- (2) 研究科内の教育に関する予算、教育施設、教育設備の管理に関する事項
- (3) 研究科の教育組織に関する基本的事項
- (4) 教員配置の要請に関する事項
- (5) その他大学院教育に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 専攻長
- (3) 土佐さきがけプログラム運営委員会委員長
- (4) 学務部長
- (5) その他研究科長が必要と認めた者

(委員長等)

第 4 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(招集)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴く

ことができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 第3条第2号及び第3号に掲げる委員が都合により出席できない場合は、代理出席を認めるものとする。ただし、複数の専攻長を兼務する委員の代理出席者は1人とする。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(教務委員会)

第7条 研究科の円滑な運営を図るため、教務委員会を置く。

- 2 教務委員会は、委員会から付託された事項及び教務委員会個別の事項について審議・決定する。
- 3 教務委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(専攻会議)

第8条 課程、専攻ごとに専攻会議を置く。

- 2 専攻会議は、委員会から付託された事項及び専攻個別の事項について審議・決定する。
- 3 専攻会議に関する必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第9条 委員会は、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月15日規則第41号)

この規則は、平成24年10月15日から施行する。

附 則 (平成27年2月16日規則第69号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月30日規則第7号)

この規則は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。